

作成日：2000年01月28日

改訂日：2021年07月16日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称：ショーボンド NS-Uプライマー
 会社名：ショーボンドマテリアル株式会社
 住所：埼玉県川越市芳野台2-8-10
 担当部門：品質保証課
 電話番号：049(225)5611 F A X：049(225)5616
 緊急連絡先：品質保証課 電話番号：049(225)5611
 整理番号：NS-Uプライマー-05

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性：	引火性液体	区分2
健康に対する有害性：	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分1
	標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性：	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分2

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： H225 引火性の高い液体および蒸気
 H332 吸入すると有害
 H315 皮膚刺激
 H319 強い眼刺激
 H334 吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 H351 発がんのおそれの疑い

- H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- H370 臓器の障害
- H372 長期にわたる、または反復暴露による臓器の障害
- H401 水生生物に毒性
- H411 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

- 予防策: 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 屋外または換気の良い場所で使用すること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 環境への放出を避けること。
- 対 応: 火災の場合には、消火に粉末/炭酸ガス/泡消火器を使用すること。
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けんで洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断/手当を受けて下さい。
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物を回収すること。
- 保 管: 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。
- 廃 棄: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成分)	化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲 (含有量%)	P R T R 法	労働安全衛生法 通知物質57条2
ポリイソシアネートプレポリマー	登録済み	登録済み	25~35	該当しない	該当しない
酢酸エチル	2-726	141-78-6	30~40	該当しない	政令番号177 (1%以上)
キシレン	3-3	1330-20-7	17.0	第1種No. 80	政令番号136 (0.1%以上)
エチルベンゼン	3-28	100-41-4	15.0	第1種No. 53	政令番号70 (0.1%以上)
ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート	7-872	9016-87-9	1~5	該当しない	該当しない
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	4-118	101-68-8	1.8	第1種No. 448	政令番号599 (0.1%以上)

4. 応急措置

- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せ

- 皮膚に付着した場合： 場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合： 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合： 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 粉末、炭酸ガス、泡。
- 使ってはならない消火剤： 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
- 特有の消火方法： 可燃性のものを周囲から取り除く。
消火活動は風上から消火する。
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- 消火を行う者の保護： 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 保護具及び緊急時措置：直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
- 環境に対する注意事項： 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。
- 回収・中和： 土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。
- 封じ込み及び浄化の方法・機材： 拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。
- 二次災害の防止策： 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い：
- 技術的対策： 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
- 局所排気・全体換気： 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。
- 安全な取扱い注意事項： 周辺で火気の使用、発生のないこと。
使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。
ホームページアドレス：<https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html>
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
- 接触回避： 「10.安定性及び反応性」を参照。
- 保管：
- 技術的対策： 保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 保管条件： 着火減、熱から離して保管すること。
消防法危険物1,6類と混載してはならない。

容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
 施錠して保管すること。
 混触禁止物質： 「10. 安定性及び反応性」を参照。
 容器包装材料： 情報なし。

8. 暴露防止及び保護措置
 設備対策

換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。
 電気機器は防爆構造とする。
 取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

許容濃度

管理濃度： 酢酸エチル 200ppm
 キシレン 50ppm
 許容濃度： 酢酸エチル ACGIH(TWA) 400ppm
 日本産業衛生学会 200ppm、720mg/m³
 エチルベンゼン ACGIH(TWA) 100ppm
 ACGIH(STEL) 125ppm
 日本産業衛生学会 50ppm、217mg/m³
 キシレン ACGIH(TWA) 100ppm
 ACGIH(STEL) 150ppm
 日本産業衛生学会 50ppm、217mg/m³

保護具

呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク
 手の保護具： 保護手袋
 眼の保護具： 保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具： 化学薬品が浸透しにくい作業衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状等： 液状
 色： 茶色
 臭い： 特異臭
 沸点、初留点及び沸騰範囲： 77℃
 引火点： 9℃ 以上
 燃焼または爆発範囲： データなし
 蒸気圧： データなし
 比重： 0.9～1.0
 自然発火温度： データなし
 その他情報： データなし

10. 安定性及び反応性

安定性： 水、アミン等の活性水素を有する化合物と容易に反応する。
 水と反応し炭酸ガスが発生し容器を破裂させることがある。
 反応性： 密閉状態では安定である。
 避けるべき条件： 水、アミン化合物の混入。
 混触危険物質： 情報なし。
 危険有害な分解生成物： 知見なし。

11. 有害性情報

急性毒性 経口： 区分外
 経皮： 区分外
 吸入： 区分4 H332 吸入すると有害

	成分情報:	キシレン[区分5]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分4]
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分2]
皮膚腐食性及び皮膚刺激性:	区分2	H315 皮膚刺激
	成分情報:	キシレン[区分2]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分3]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分2]
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:	区分2A	H319 強い眼刺激
	成分情報:	酢酸エチル[区分2B]
	成分情報:	キシレン[区分2A]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分2B]
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分2]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分2A]
呼吸器感作性:	区分1	H334 吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分1]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分1]
皮膚感作性:	区分1	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分1]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分1]
生殖細胞変異原性:		分類できない
発がん性:	区分2	H351 発がんのおそれの疑い
	成分情報:	エチルベンゼン[区分2]
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分2]
生殖毒性:	区分1	H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	成分情報:	キシレン[区分1B]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分1B]
特定標的臓器毒性(単回暴露):	区分1	H370 臓器の障害
	成分情報:	酢酸エチル[区分1]
	成分情報:	キシレン[区分1]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分2]
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分1]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分3]
特定標的臓器毒性(反復暴露):	区分1	H372 長期にわたる、または反復暴露による臓器の障害
	成分情報:	キシレン[区分1]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分3]
	成分情報:	ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート[区分1]
	成分情報:	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート[区分1]
吸引性呼吸器有害性:		分類できない

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性:	区分2	H401 水生生物に毒性
	成分情報:	キシレン[区分2]
	成分情報:	エチルベンゼン[区分1]
水生環境慢性有害性:	区分2	H411 長期継続的影響により水生生物に毒性
	成分情報:	キシレン[区分2]
生態毒性:		
魚毒性:		現在のところ知見なし
残留性/分解性:		データなし
生体蓄積性:		データなし
土壌中の移動性:		情報なし

オゾン層への有害性: 情報なし

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物(廃液と廃プラスチック類の混合物)として許可を受けた専門業者に委託する。
乾燥し固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

14. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れの無いことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

国内規制

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送: 航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類: クラス3

国連番号: 1866

15. 適用法令

消防法: 第4類第1石油類(非水溶性) 危険等級II

毒物及び劇物取締法: 該当しない

労働安全衛生法 通知物質57条2(通知対象物):

酢酸エチル	(政令番号177(1%以上))
キシレン	(政令番号136(0.1%以上))
エチルベンゼン	(政令番号70(0.1%以上))
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	(政令番号599(0.1%以上))

施行令第18条 名称を表示すべき有害物:

酢酸エチル	(政令番号177(1%以上))
キシレン	(政令番号136(0.3%以上))
エチルベンゼン	(政令番号70(0.1%以上))
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	(政令番号599(1%以上))

有機溶剤中毒予防規則:

酢酸エチル	第二種有機溶剤等 5%以上
キシレン	第二種有機溶剤等 5%以上

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等

(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号):

エチルベンゼン	(No.3の2(1%以上))
---------	----------------

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3):

エチルベンゼン	(No.3の2(1%以上))
---------	----------------

化学物質排出把握管理促進法:

キシレン	第1種指定化学物質(政令番号80)
エチルベンゼン	第1種指定化学物質(政令番号53)
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	第1種指定化学物質(政令番号448)

化審法:

キシレン	優先評価化学物質(No.125)
エチルベンゼン	優先評価化学物質(No.50)
ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート	優先評価化学物質(No.225)
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	優先化学評価物質(No.74)

16. その他の情報

注意事項：

本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したのですが、必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS) :JIS Z 7253:2012)
- 2) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 3) 原材料／製品メーカーSDS